# 第1回北竜町議会定例会 第4号

### 令和4年3月15日(火曜日)

### ○議事日程

- 1 諸般の報告

2 委員会報告 予算審査特別委員会審査報告

- 議案第17号 北竜町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 の制定について
- 議案第18号 北竜町営バス運行条例の制定について
- 議案第19号 北竜町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第20号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部 改正について
- 議案第21号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する 条例の一部改正について
- 議案第23号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当 及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 発議第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部改正について
- 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について(老人 福祉センター)
- 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について(農畜 産物直売施設)
- 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について(定住 促進住宅)
- 議案第27号 令和4年度北竜町一般会計予算について
- 議案第28号 令和4年度北竜町国民健康保険特別会計予算につ いて
- 議案第29号 令和4年度北竜町立診療所事業特別会計予算につ いて
- 議案第30号 令和4年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算に ついて
- 議案第31号 令和4年度北竜町介護保険特別会計予算について
- 議案第32号 令和4年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会

# 計予算について

議案第33号 令和4年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水 処理事業特別会計予算について

議案第34号 令和4年度北竜町簡易水道事業会計予算について

- 3 閉会中の所管事務調査について
- 4 議員の派遣について

### ○追加日程

- 5 意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに 関する意見書
- 6 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議
- 7 発議案第3号 北竜町農業の未来を考える特別委員会の設置について

# ○出席議員(8名)

1番	中	村	尚	_	君	2番	尾	1 倍	主	子	君
3番	北	島	勝	美	君	4番	/]	、 松	注	美	君
5番	小	坂	_	行	君	6番	杜	〉 永	:	毅	君
7番	藤	井	雅	仁	君	8番	佐	巨々木	康	宏	君

# ○欠席議員(0名)

# ○出席説明員

町			長	佐		野		豊	君
副	田丁		長	高		橋	利	昌	君
教	育	:	長	有		馬	-	志	君
総	務	課	長	南		波		肇	君
住	民	課	長	細		][[	直	洋	君
建	設	課	長	奥		田	正	章	君
産び推	業 課 はわりプロ 進		兼 7ト 長	続		木	敬	子	君
農事	業 務	· 員 局	会 長	JII		本	弥	生	君
教	育委員	会課	長	井		П	純	_	君
会	計管	理	者	北		清	広	恵	君
地 セ	域 包 i ン タ		援 長	神		藪	早	智	君
永	楽	園	長	東	海	林	孝	行	君

総務課課長補佐 橋 高 克 嘉 君 代表監查委員 板 垣 義 君 農業委員会会長 茂 水 谷 樹 君 ○出席事務局職員 事 務 局 長 高 淳 橋 君 杉 本 佳 奈 書 記 君

### ◎開議の宣告

○議長(佐々木康宏君) ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎日程第1 諸般の報告

○議長(佐々木康宏君) 日程第1、諸般の報告を行います。

令和4年第1回北竜町議会定例会は、3月8日から開会されております。町長から提出された案件中議案第17号から議案第34号の審議は、予算審査特別委員会に付託されております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第2 委員会報告第1号

○議長(佐々木康宏君) 日程第2、委員会報告第1号、議案第17号から議案第34号 までを議題といたします。

予算審査特別委員長から審査の結果を報告願います。

藤井予算審査特別委員会委員長。

○予算審查特別委員長(藤井雅仁君) 委員会報告第1号 委員会審查報告書。

予算審査特別委員会に付託された事件について、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第76条の規定により通告します。

令和4年3月15日、北竜町議会議長、佐々木康宏様。

予算審查特別委員会委員長、藤井雅仁。

- 1、審査事件、発議第2号、議案第17号から議案第34号までの19件。
- 2、審査の期間、令和4年3月10日から11日、2日間。
- 3、審査の結果、本委員会に付託された発議第2号、議案第17号から議案第34号までの19件の議案は審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定したので報告する。

審査の結果として、指摘事項1件、口頭意見1件を申し上げて、原案どおり可決すべき ものと決定いたしました。

初めに、指摘事項について申し上げます。しらかば並木公園樹木植え替え工事について。 しらかば並木公園のしらかばについて、植えられてから数年の樹木の植え替えである。再 び同じような条件にならないよう、樹木の枯れた原因究明を行い、十分な管理体制を構築 して保全の徹底を図っていただきたい。

次に、口頭意見として1件申し上げます。高齢者運転免許証自主返納サポート事業について。免許返納送迎について、年4回実施とのことであるが、免許返納対象者の有効期限はそれぞれ返納のタイミングを逃さないためにも送迎については随時対応としていただき

たい。

以上、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

なお、丁寧に説明をしていただきました職員の皆様に感謝とお礼を申し上げます。

○議長(佐々木康宏君) 各委員、付け加えることはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。 この際、理事者において発言があればこれを許します。 佐野町長。

○町長(佐野 豊君) 予算審査特別委員会に付託されました議案第17号から議案第34号までの新年度予算に関わる議案10件と令和4年度一般会計予算並びに7特別会計予算について、ただいま藤井予算審査特別委員会委員長より文書による意見1件と口頭による意見1件を付して可決するとのご報告をいただきました。予算審査特別委員会での慎重なるご審議をいただき、議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、いただきました意見につきましては十分精査をし、検証して行政運営に努めてまいります。住民が活力にあふれ、心豊かなまちづくりに全力を傾注してまいりますので、 議会のさらなるご支援をお願いを申し上げて、お礼の挨拶とさせていただきます。ありが とうございました。

○議長(佐々木康宏君) 質疑、討論を省略し、採決をいたします。 議案第17号に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第17号 北竜町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

議案第18号に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第18号 北竜町営バス運行条例の制定については、原案どおり可決されました。

議案第19号に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者举手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第19号 北竜町国民健康保険条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第20号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(替成者举手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第20号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第21号、賛成の方は挙手を願います。

(替成者举手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第21号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第22号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第22号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第23号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第23号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用 弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

発議第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第24号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について(老人福祉センター)は、原案どおり可決されました。

議案第25号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について(農畜産物直売施設)は、原案どおり可決されました。

議案第26号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について(定住促進住

宅)は、原案どおり可決されました。

議案第27号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

○議長(佐々木康宏君) 賛成多数です。

したがって、議案第27号 令和4年度北竜町一般会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第28号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第28号 令和4年度北竜町国民健康保険特別会計予算については、 原案どおり可決されました。

議案第29号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第29号 令和4年度北竜町立診療所事業特別会計予算については、 原案どおり可決されました。

議案第30号、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第30号 令和4年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算については、 原案どおり可決されました。

議案第31号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第31号 令和4年度北竜町介護保険特別会計予算については、原案 どおり可決されました。

議案第32号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第32号 令和4年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第33号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第33号 令和4年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第34号に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第34号 令和4年度北竜町簡易水道事業会計予算については、原案 どおり可決されました。

### ◎日程第3 閉会中の所管事務調査について

○議長(佐々木康宏君) 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。 局長から朗読します。

- ○事務局長(高橋 淳君) (朗読、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 本件について、申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出のとおり許可することに決定いたしました。

# ◎日程第4 議員の派遣について

○議長(佐々木康宏君) 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。 局長、朗読。

高橋局長。

高橋局長。

- ○事務局長(高橋 淳君) (朗読、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) ただいまの局長朗読のとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、提出のとおり許可することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午後 3時15分 再開 午後 3時16分

- ○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
  - ◎日程の追加について

○議長(佐々木康宏君) お諮りいたします。

ただいま議員から意見書案1件、決議案1件、発議1件が提出されました。

この際、日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

# ◎日程第5 意見書案第1号

○議長(佐々木康宏君) 日程第5、意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化 と水田活用交付金の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

1番、中村議員。

○1番(中村尚一君) 意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月15日、北竜町議会議長、佐々木康宏様。

提出者については中村尚一、賛成者については小松議員であります。

提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣となっております。

コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書。

昨年10月以降、新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向で推移していましたが、1月に入りこれまでの増加スピードを大幅に上回る感染者数が確認されています。これにより出入国規制や移動自粛など感染対策が強化され、先の見えないコロナ禍によって地域経済への打撃を深刻化させています。

農業においては、米をはじめ乳製品、砂糖など、在庫解消に向けたさらなる需要喚起と消費拡大対策が急務になっています。中でも米においては価格の低下から農家経済にも大きな影響を与えています。一方、昨年11月に示された水田活用の直接支払交付金の見直しをめぐって道内の農村地域に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、生産現場では大きな混乱が生じています。今後5年間の中で地域が将来あるべき姿を市町村内で議論していく必要がありますが、協議の上で生じた課題等について、生産現場の実態を考慮した対応を図る必要があります。

農業者が本年以降も安心して営農を継続できるよう、地域の実情に応じた水田活用の直接支払交付金の見直し対応が図られますよう要望いたします。

- 記、1、新型コロナウイルスにより今後も地域経済への影響が危惧されることから、米 や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済 を活性化する対策など、地方自治体へ対策関連予算を十分に措置すること。
  - 2、水田活用の直接支払交付金については、振興作物や農業用水の供給量、基盤整備の

進捗状況など、各地域で事情が大きく異なるため、生産現場の実態に考慮したきめ細やかな対応を図ること。

以上、地方自治法第99状況の規定により意見書を提出する。

令和4年3月15日。

各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。 意見書案第1号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第1号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

## ◎日程第6 決議案第1号

○議長(佐々木康宏君) 日程第6、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を強く 非難する決議についてを議題といたします。

本件については、提案者の説明を願います。

7番、藤井議員。

○7番(藤井雅仁君) 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議。 上記の議案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月15日、北竜町議会議長、佐々木康宏様。

提出者、北竜町議会議員、藤井雅仁、賛成者、北竜町議会議員、小松正美議員であります。

ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議。

ウクライナをめぐる情勢については、昨年以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く 中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領はウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方的に承認する大統領令に署名し、2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵攻を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際 法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は欧州にとどまらず、日 本が位置するアジアを含む、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を 揺るがしかねない暴挙である。このようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、 最も強い言葉で非難する。

ロシアは国際社会の強い自制の求めにかかわらず、侵略行為を継続しており、首都キエフにまで侵攻し、市民への被害の拡大も深く憂慮される。

北竜町議会は、日本国憲法が掲げる平和主義の下、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権、一体性、独立を指示することを改めて表明し、日本政府が経済制裁や人道支援において、G7をはじめとする国際社会と一致した措置を取ることを指示する。重ねて、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、軍の即時撤収と速やかな平和の実現に尽くすことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月15日、北竜町議会。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。 決議案第1号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

決議案第1号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議については、 原案どおり可決されました。

#### ◎日程第7 発議案第3号

○議長(佐々木康宏君) 日程第7、発議第3号 北竜町農業の未来を考える特別委員会 の設置についてを議題といたします。

本件について提出者からの趣旨説明を願います。

1番、中村議員。

○1番(中村尚一君) 発議第3号 北竜町農業の未来を考える特別委員会の設置について。

上記の議案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月15日、北竜町議会議長、佐々木康宏様。

提出者は中村、賛成者は尾﨑議員であります。

北竜町農業の未来を考える特別委員会の設置について。

次のとおり、北竜町農業の未来を考える特別委員会を設置するものとする。

記、1、名称、北竜町農業の未来を考える特別委員会。

- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第4条。
- 3、目的、農政の大きな変換による農業の将来を見据え、北竜町独自の農業の発展と地域の持続性に貢献する農業確立に向けた戦略を構築するため、行政、農業団体をはじめ商工・教育等の団体が一丸となり、北竜町の農業を守り育てていくことを目的といたします。
  - 4、委員の定数、全議員。
- 5、期間、北竜町農業の未来を考える特別委員会の調査、研究が終了するまで。議会の 閉会中についても調査、研究をすることができるということであります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐々木康宏君) 提出者からの趣旨説明が終わりました。 発議第3号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

発議第3号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号 北竜町農業の未来を考える特別委員会の設置については、原案どおり可決されました。

ただいま設置されました北竜町農業の未来を考える特別委員会の委員については、委員会条例第5条の規定により議長において全議員を委員に指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり全議員を北竜町農業の未来を考える特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、調査につきましては調査、研究が終了するまで閉会中の継続審査といたしたいと 思います。これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、調査、研究終了までの閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

休憩中に北竜町農業の未来を考える特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を お願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時28分 再開 午後 3時29分

○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎諸般の報告

○議長(佐々木康宏君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に北竜町農業の未来を考える特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の選任が 行われました。その結果が手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長に中村尚一議員、副委員長に尾﨑圭子議員、以上のとおり選任された旨の報告がございました。

ここで中村尚一北竜町農業の未来を考える特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

1番、中村議員。

○北竜町農業の未来を考える特別委員会委員長(中村尚一君) ただいま提案いたしました北竜町農業の未来を考える特別委員会の設置についてということで、ご承認をいただきましてありがとうございました。また、昨年みどりの食料システム戦略ということで農水省より発表されておりまして、この先農業が大きく変革をしていかなければならない課題が多々あるところであります。

それに基づいて、北竜町農業もいろんな形で構築をしていく部分があるのかというふうに思っております。非常に重責だと思っておりますが、尾崎副委員長ともども意思疎通をしながら、協力しながら、また議員各位のご支援、ご協力、そして関係各位の皆様のご支援、ご協力もいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですけれども、一言ご挨拶させていただきます。ありがとうございます。

#### ◎閉会の議決

○議長(佐々木康宏君) 本定例会の会議に付された案件は全て終了いたしました。 したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。 よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

# ◎閉会の宣告

○議長(佐々木康宏君) 本日の会議を閉じます。 これで令和4年第1回北竜町議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員